

## 規制シート(様式)

160196601320003

平成28年12月8日

規制の名称	大量の雇用変動の届出制度	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	雇用対策法(昭和41年法律第132号)第27条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	職業安定局 首席職業指導官 畑 俊一
規制目的	事業主が一時に大量の雇用を減少させる場合に、公共職業安定所その他の職業安定機関が当該大量離職発生に関する情報を事前に的確に把握・分析し、当該離職に係る労働者の再就職の促進等のため迅速かつ機動的な対応を行うことができるようあらかじめ業務体制を整えておくこと。		
規制内容の概要	事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。)であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの(以下「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	雇入れ及び離職の場合の両方の場合について、届出又は通知が義務づけられていたが、雇入れの場合の届出及び通知の義務を廃止(平成13年法改正)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	公共職業安定所が雇用のセーフティネットとしての役割を担うためには、事業主が一時に大量の雇用を減少させる場合において、公共職業安定所その他の職業安定機関が当該大量離職発生に関する情報を事前に的確に把握・分析し、当該離職に係る労働者の再就職の促進等のため迅速かつ機動的な対応を行うことができるようあらかじめ業務体制を整えておく必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		